

木材利用ポイント事業の概要について

〈目的〉

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止、循環型社会の形成等に貢献することから、国産材その他の木材の利用促進を図ることが重要です。

このため、関係者による取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、木材の利用に対しポイントを付与し、第一次産業をはじめとした地域産業、ひいては経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行います。

〈内容〉

1. 木材利用ポイントの付与対象

木材利用ポイントの付与対象となる製品（以下「ポイント付与対象製品」という。）は、全国事務局又は都道府県協議会で認定され、全国事務局に登録された事業者（注1）により供給される次の(1)～(3)に掲げる製品であり、製品ごとに以下に掲げる基準を満たすものとします。

(1) 木造住宅

次の①～④の条件を満たす、木造住宅の新築・増築又は購入をポイント付与の対象とします。

- ① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手（工事請負契約を締結）したもの
- ② 主要構造部（柱・梁・桁・土台）に使用する材・構造用合板に、過半に相当する基準以上に地域材（注2）を利用しているもの
- ③ 一定の工法によるもの
- ④ 使用する地域材の産地、樹種を表示するもの

(2) 内装・外装木質化

次の①～③の条件を満たす、住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事の実施をポイント付与の対象とします。

- ① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手（工事請負契約を締結）したもの
- ② 地域材製品を使用し、一定面積以上の工事を行うもの

- ③ 使用する地域材の産地、樹種を表示するもの

(3) 木材製品、木質ペレットストーブ等

ポイント付与の対象期間や基準等については、現在検討中です。(1)及び(2)とは異なる実施期間とする予定ですが、今後、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

(注1) ポイント付与対象製品の製造・住宅施工業者については、地域の関係者と連携しつつ、事業目的である以下の事項に積極的に取り組むことを誓約し、全国事務局又は都道府県協議会で認定され、全国事務局に登録された木材・木製品製造業者、工務店等の施工業者を対象とします。

- a) 地域材について、自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知すること
- b) 農山村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、地域活性化への貢献度合についてPRすること
- c) 全国事務局で認定を受ける者にあつては、上記a)及びb)について全国各地のモデルとなるような取組を行うこと

(注2) ポイント付与対象製品に使用する地域材については、次のア及びイの基準を満たすものとします。

ア 次のいずれかの材に該当するもの

- a) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
- b) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
- c) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月・林野庁)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

イ 資源量が増加しているものとして、基金設置法人が認めた樹種であること

2. 木材利用ポイントの申請方法

木材利用ポイントの申請は、地域材を利用した住宅等の所有者(又は代理申請者)が郵送により行うか、又は、各地に設ける申請を受け付けるための

窓口で行うかいずれかの方法によることとします。

3. 木材利用ポイントの交換

(1) 交換商品

木材利用ポイントを利用して交換できる商品等については、農林水産業の振興、地域経済の活性化等に資するものとして、以下のような商品等を選定する方針です。

- ① 地域の農林水産品等（加工食品及び鉱工業品を含む。）
- ② 農山漁村及び森林における体験型旅行
- ③ 商品券（(1)全国商品券・プリペイドカード（商品提供事業者が森林づくり・木づかいに対する寄附を行うもの）、(2)地域商品券）
- ④ 森林づくり・木づかいに対する寄付
- ⑤ 即時交換（ポイントの発行対象となる工事と同じ工事施工者が実施するものであって、ポイント発行対象となった工事以外の木材を使用した工事に当該ポイントを工事費用として充当する。）

※ なお、③のうちの(1)全国商品券・プリペイドカードへの交換及び⑤の即時交換を行う場合は、付与された木材利用ポイントの50%を上限に利用することができることとします。

(2) 付与するポイント数等

交換するポイント数は、1ポイント1円相当とし、製品ごとに付与するポイント数は、制度の詳細が決まり次第お知らせします。また、ポイントの申請に当たっては、各種証明書類が必要となります。これらについても今後改めてお知らせします。

4. 木材利用ポイントに関する広報等

(1) 説明会の開催

今後、事業者等向けの説明会を開催することを予定しています。開催日程等については、詳細が決まり次第、公表します。

(2) 問い合わせ窓口の開設

木材利用ポイントに関する問い合わせ先は、次のとおりです。

- ・ コールセンター

[電話番号] 0570-666-799 (有料)

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日は含みません)

- ・ 林野庁木材利用課木材利用ポイント推進室

[電話番号] 03-3502-8111 (内線6220)

03-6744-2496

(3) その他

木材利用ポイント事業の内容については、今後、一部変更があり得ることを御了承ください。